平成２３年（フ）第９６８号
大阪市東住吉区今川８丁目５番34号　常磐ビル502号
債務者　森田　竜一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２３号
大阪市生野区中川西１丁目19番６号
債務者　小野田壽子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４４号
大阪府高槻市芝生町３丁目22番10号
債務者　山根　啓司
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２４号
大阪市浪速区日本橋５丁目15番２―805号　藤原方
債務者　扇　まり子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６９号
大阪府東大阪市大蓮南５丁目７番25号
債務者　坂井昌明こと　尹　　昌奎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８１号
大阪市平野区加美北３丁目６番41―606号
債務者　屋宮　啓二
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６８号
大阪府豊中市北条町１丁目27番13号
債務者　大瀬　絵美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８４号
大阪市西区九条南４丁目２番13号　レジデンス武田701
債務者　岡本　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８５号
大阪府守口市南寺方中通１丁目15番13号
債務者　内田　陽子（旧姓重川）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９５号
大阪市此花区西九条１丁目17番３号
債務者　小谷　七夏
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９７号
大阪府茨木市安威３丁目11番22号
債務者　岡村　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８００号
大阪府東大阪市新庄３丁目３番13号
債務者　西本　勇司
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０１号
大阪府東大阪市新庄３丁目３番13号
債務者　西本　泰子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０３号
大阪府交野市星田１丁目51番20―101号
債務者　大西　克利
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９号
松江市大庭町1331番地１　八重垣団地11―1145
債務者　小西　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０９号
大阪市東成区大今里３丁目16番19号　イーズ今里303号
債務者　原田　　克
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４号
大阪市城東区鴫野西１丁目２番24号　ターメリックスクエア201号
債務者　河原　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２１号
大阪府大東市栄和町13番11号　サンビュー307号、前住所大阪市東成区大今里西２丁目７番３―401号
債務者　上田　哲生
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部